

(問1) 居宅介護支援の初回加算について

平成21年4月改定関係Q&A (vol.1) 問62 (集団指導資料P57)

問：初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたい。

答：契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。(以下略)

上記Q&Aにおける「居宅サービス計画」とは、何を示すのか。

<質問事業所の見解>

居宅サービス計画とは必ずしも1表から3表ではなく、利用票(6表)・別表(7表)も示すことから、1表から3表を作成し、サービス担当者会議を開催することでの初回加算取得のみではなく、既存の利用者が2月の期間サービスを利用しなく、利用再開する場合においても初回加算は取得可能と考える。

※居宅サービス計画(利用票・別表)を作成し、説明・同意・交付をしていることを踏まえて

(答) 沖縄市の見解

質問事業所の見解のとおり、居宅サービス計画とは、1表から7表を指します。

平成18年4月改定関係Q&A (vol.2) 問9 (集団指導資料P56)

答：初回加算については、介護予防サービス計画を新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであり、(以下略)。なお、この考え方については、居宅介護支援事業所に係る初回加算についても、共通である。

初回加算については、上記「答」に示されている考え方に基づき、「居宅サービス計画を新たに作成するに当たり、新たにアセスメント等を要することを評価したもの」であることから、居宅サービス計画の1～3表、また6表、7表といった書類のみで可否を判断するものではなく、当該利用者に対して改めてアセスメント等【基準第13条第三号～十二号(集団指導資料P12～15)までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務】を行った上で居宅サービス計画を作成した場合に算定できると考えます。

